４．特定施設届出地区における景観形成基準等

（１）地区の路線番号をご記入ください。（熊本市景観計画 第３章３.特定施設届出地区P110参照）

**【　　　　】**

（２）添付資料は揃っていますか。下表にチェック（☑）してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | 図面 | 明示すべき事項 |
| □ | 位置図 | ・方位、道路、目標となる地物、行為の位置 |
| □ | 配置図及び緑化計画図 | ・植栽等の位置、樹種、樹高及び本数、緑地面積  ・外構施設の位置、材料、面積  ・現況写真の撮影方向 |
| □ | 立面図 | ・屋外設備、軒等の位置及び形状  ・壁面及び屋根の材料及び色彩（色彩のマンセル値を記載してください） |
| □ | 現況写真 | ・行為地を含む周辺の状況が分かること |

（３）建築物・工作物における特定施設届出地区の景観形成基準は下表のとおりです。

　下表を確認後、右欄にチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ☑ |
| 位置 | 沿道にゆとりを生み出し、すっきりとした、統一感のあるまち並みにすると同時に、わかりやすく、安全で快適なまち並みにするため、特定施設及び附帯施設の位置については、次のとおりとする。 | □ |
| ・建築物･工作物等は、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とするように努めること。 |
| ・隣接する施設相互において、沿道から見て連続性の保てる位置とするように努めること。 |
| ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とするように努めること。 |
| ・さく･塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とするように努めること。 |
| ・道路に面した擁壁についても、前面に緑化するスペースが確保できる位置とするように努めること。 |
| 外観 | まち並みのまとまりと美観を保ち、周辺に溶け込んだ落ち着きのある沿道景観にするために、特定施設及び附帯施設の外観については、次のとおりとする。 | □ |
| ・建築物･工作物は、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないように努めること。 |
| ・色彩･素材は、周囲の自然やまち並みと調和したものとし、アクセントとなる色の使用はごく限られた箇所に限定するように努めること。 |
| ・使用できない色彩は、下表のとおりとする。  「使用できない色彩」変更命令の対象　　　　　　　（マンセル値）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | **色相** | **明度** | **彩度** | | 鮮明色 | R・YR系 | 全域 | ７を超える | | Y系 | ５を超える | | GY・G・BG・B・PB・P・RP系 | ３を超える | |
| ・外壁面や屋根面等の外観部分に反射の強い素材（鏡面加工等）又は発光する意匠を採用する場合には、付近の道路や周辺への影響に配慮すること。 |
| ・外壁･屋上などに設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 |
| ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず、周辺との調和をみださないように努めること。 |
| 敷地の  緑化 | 緑豊かでうるおいがあり、快適性の高いまち並みにすると同時に、建築物等の圧迫感をやわらげるために、特定施設及び附帯施設の敷地の緑化については、次のとおりとする。 | □ |
| ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努めること。  さらに、施設の実情によって、中木、低木、地被類などの組合せによる修景緑化に努めること。 |
| ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるように努めること。 |
| ・建築物･工作物のまわりは修景緑化に努め、また、敷地の周囲、柵･塀･擁壁の前面の緑化に努めること。 |
| ・スペースがない場合にも、ツタ類を使うなどして、緑化に努めること。 |
| その他 | ・歩行者の快適性を向上させ、まち並みのゆとりを創出するために、小さな屋外空間の確保に努めること。 | □ |
| ・通りとの一体感が感じられるような建物デザインを守るために、道路前面における物品の集積は、乱雑とならないように努めること。 |

上表を確認後、下記事項を確認しチェック（☑）して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
|  | “使用できない色彩”を使用していない。 |

下表の景観形成基準への適合を確認後、右欄にチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ☑ |
| 高さ | ・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 | □ |
| ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 |
| ・周辺の主要な道路、公園または家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。 |
| 形態 | ・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。 | □ |
| 色彩・材料 | ・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること | □ |
| ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。 |
| 敷地の  緑化 | ・敷地の周囲等の緑化に努めること※1。  ※１：柵、塀等の緑化や周辺の樹木の保存などを示す。 | □ |
| ・地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと。 |